

大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和6年4月 9日

届出年月日：令和6年3月25日

店 舗 名：HIヒロセ別府店

設 置 者：亀の井バス株式会社

株式会社ホームインプルーブメント

ひろせ

縦 覧 期 間：令和6年4月9日～令和6年8月9日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

届出の概要：別紙のとおり

様式第3 (第7条関係)



※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和6年3月25日

大分県知事 殿

亀の井バス株式会社
代表取締役社長 川下英次郎
大分県別府市大字鶴見3825番地の1

株式会社ホームインブループメントひろせ
代表取締役 田中美博
大分県大分市古国府四丁目7番13号

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 HIヒロセ別府店
所在地 別府市餅ヶ浜町6番23号

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前)

開店時刻：午前8時00分

(変更後)

開店時刻：午前6時30分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

第1駐車場 午前7時30分～午後10時00分

第2駐車場 午前7時30分～翌午前0時30分

(変更後)

第1駐車場 午前6時00分～午後10時00分

第2駐車場 午前6時00分～翌午前0時30分

3 変更する年月日

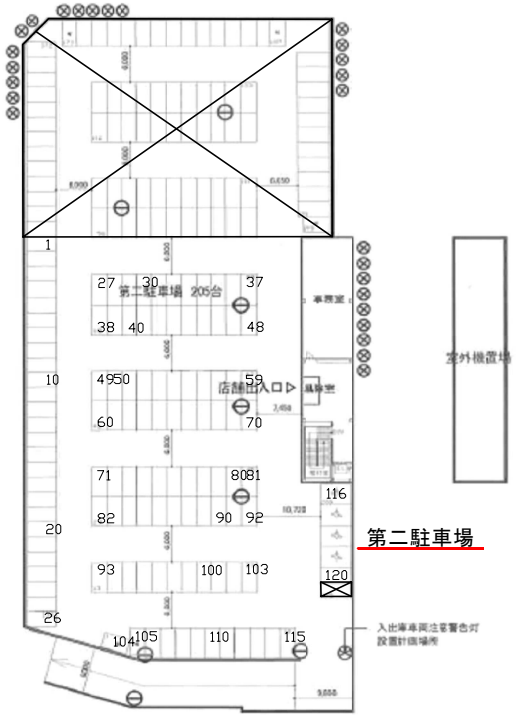
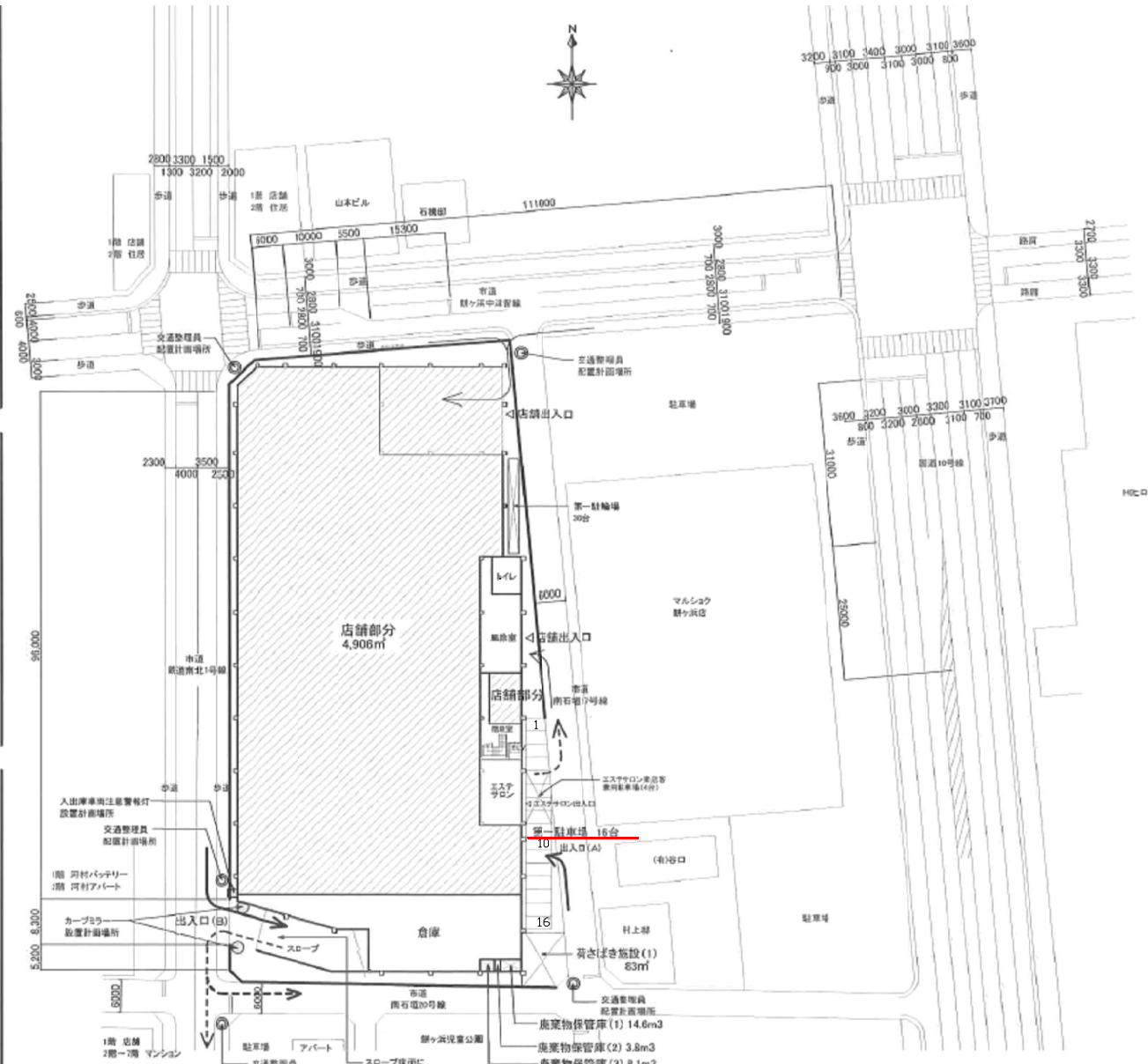
令和6年4月15日 (予定)

4 変更する理由

気候変動等によるお客様ニーズにお応えするものです。

※日中の生活時間帯の範疇の変更である為、特別な環境面の評価は見送る事といたしました。

変更後



別添図(4)

- 歩行者入店経路
- 来店車入庫経路
- 来店車出庫経路
- 水銀灯 250W を示す。
- ⊗ 水銀灯 250W を示す。(広告塔)

全体配置図 変更後

店舗名	HI七ロセ別府店
図面名	全体配置図 変更後
図番	23011-02